貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	61,365,787,241	固定負債	16,943,108,949
有形固定資産	54,075,294,534	- / /≠	15,170,699,549
事業用資産	26,424,680,086	E #1 4 4 A	15,170,099,549
土地	13,142,665,810	1日 映 イルコル 人	1,772,409,400
立木竹	210,541,410	무 + 甘尚佐コック	1,772,409,400
建物	23,480,778,744	7.0%	
	-16.630.187.508	N=1 7 1=	1,460,550,920
工作物	6,537,482,392	4 左中尚 聖 3 中北 十 唐	1,195,660,591
工作物減価償却累計額	-3,545,203,298	± 11 A	1,195,000,59
船舶	2,980,000	+++	
2020 船舶減価償却累計額	-2,979,999	¥ =	_
浮標等	-2,979,999	前受収益	_
	_	賞与等引当金	150,000,100
航空機	-	預り金	156,983,101
航空機減価償却累計額	-	その他	107,907,228
の他	-	負債合計	
その他減価償却累計額	_	【純資産の部】	18,403,659,869
建設仮勘定	0.000.000.	四点海去你来走八	0044000455
	3,228,602,535	A 51.0 (T D 0)	63,140,821,291
土地	27,238,138,107		-17,206,709,280
建物	2,224,452,360		
	393,836,029		
工作物 工作物	-238,265,548		
	61,526,924,502		
工作物減価償却累計額	-37,390,996,898		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	722,187,662		
物品	4,852,056,839		
物品減価償却累計額	-4,439,580,498		
無形固定資産	97,036,645		
ソフトウェア	89,188,645		
その他	7,848,000		
投資その他の資産	7,193,456,062		
投資及び出資金	396,413,033		
有価証券	38,643,702		
出資金	357,769,331		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	52,617,356		
長期貸付金	9,922,200		
基金	6,735,586,865		
減債基金	2,435,062,320		
その他	4,300,524,545		
その他	810,988		
徴収不能引当金	-1,894,380		
流動資産	2,971,984,639		
現金預金	1,189,311,686		
未収金	6,978,598		
短期貸付金	529,105,000		
基金	1,245,929,050		
財政調整基金	1,245,929,050		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	972,000		
徴収不能引当金	-311,695	純資産合計	45,934,112,011
資産合計	64,337,771,880	負債及び純資産合計	64,337,771,880

行政コスト計算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

云前:一放云前寺	(単位: 门)
科目	金額
経常費用	11,908,985,823
業務費用	6,433,988,783
人件費	2,147,766,569
職員給与費	1,618,428,978
賞与等引当金繰入額	156,983,101
退職手当引当金繰入額	92,494,615
その他	279,859,875
物件費等	4,180,952,347
物件費	2,006,545,472
維持補修費	111,280,916
減価償却費	2,063,125,959
その他	_
その他の業務費用	105,269,867
支払利息	36,719,442
徴収不能引当金繰入額	2,206,075
その他	66,344,350
移転費用	5,474,997,040
補助金等	2,765,782,098
社会保障給付	2,024,391,712
他会計への繰出金	671,762,345
その他	13,060,885
経常収益	706,020,847
使用料及び手数料	447,912,961
その他	258,107,886
純経常行政コスト	11,202,964,976
臨時損失	1,464,826,605
災害復旧事業費	1,432,355,647
資産除売却損	32,470,958
投資損失引当金繰入額	_
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	699,452
資産売却益	699,452
その他	_
純行政コスト	12,667,092,129

純資産変動計算書 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

自治体名:安芸市 会計:一般会計等

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	45,396,921,411	60,552,229,785	-15,155,308,374	
純行政コスト(△)	-12,667,092,129		-12,667,092,129	
財源	13,153,138,150		13,153,138,150	
税収等	8,012,775,892		8,012,775,892	
国県等補助金	5,140,362,258		5,140,362,258	
本年度差額	486,046,021		486,046,021	
固定資産等の変動(内部変動)		2,537,446,927	-2,537,446,927	
有形固定資産等の増加		4,336,527,136	-4,336,527,136	
有形固定資産等の減少		-2,095,596,918	2,095,596,918	
貸付金・基金等の増加		2,054,543,096	-2,054,543,096	
貸付金・基金等の減少		-1,758,026,387	1,758,026,387	
資産評価差額	189,399	189,399		
無償所管換等	50,955,180	50,955,180		
その他	_	-	-	
本年度純資産変動額	537,190,600	2,588,591,506	-2,051,400,906	
本年度末純資産残高	45,934,112,011	63,140,821,291	-17,206,709,280	

資金収支計算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

自治体名:安芸市会計:一般会計等

科目	金額
【業務活動収支】	707. ED4
業務支出	
業務費用支出	9,870,075,717
人件費支出	4,395,078,677
物件費等支出	2,180,144,994
初什夏寺又山 支払利息支出	2,117,826,388
その他の支出	36,719,442
移転費用支出	60,387,853
補助金等支出	5,474,997,040
社会保障給付支出	2,765,782,098
他会計への繰出支出	2,024,391,712
その他の支出	671,762,345
業務収入	13,060,885
税収等収入	11,411,114,824
国県等補助金収入	8,017,682,130
使用料及び手数料収入	2,687,549,567
その他の収入	448,009,461
臨時支出	257,873,666
災害復旧事業費支出	1,432,355,647
その他の支出	1,432,355,647
臨時収入	1 100 000 000
業務活動収支	1,103,080,000
【投資活動収支】	1,211,763,460
投資活動支出	6 226 052 670
公共施設等整備費支出	6,336,853,678 4,336,527,136
基金積立金支出	1,473,426,542
投資及び出資金支出	1,473,420,542
貸付金支出	526,900,000
その他の支出	320,300,000
投資活動収入	3,044,942,264
国県等補助金収入	1,349,732,691
基金取崩収入	1,161,885,585
貸付金元金回収収入	531,652,535
資産売却収入	1,671,453
その他の収入	1,071,400
投資活動収支	-3,291,911,414
【財務活動収支】	0,201,011,414
財務活動支出	1,617,618,641
地方債償還支出	1,617,618,641
その他の支出	-
財務活動収入	3,867,394,000
地方債発行収入	3,867,394,000
その他の収入	-
財務活動収支	2,249,775,359
本年度資金収支額	169,627,405
前年度末資金残高	911,777,053
本年度末資金残高	1,081,404,458
前年度末歳計外現金残高	120,045,893
本年度歳計外現金増減額	-12,138,665
本年度末歳計外現金残高	107,907,228
本年度末現金預金残高	1,189,311,686

安芸市 一般会計等財務書類における注記

1.重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ・・・・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・ 再調達原価

- (2)有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの・・・・・・・取得原価

- ③出資金
 - ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物6 年 ~ 50 年工作物3 年 ~ 75 年物品2 年 ~ 20 年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・定額法 ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

(4)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい ます。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

4)損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の 見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

(6)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

- (7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に 資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

- 2.重要な会計方針の変更等 (令和4年度における変更点)
 - (1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

- 3.重要な後発事象
 - (1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

令和4年度末で、住宅新築資金等貸付事業特別会計と墓地公園事業特別会計は会計閉鎖されるため、 令和5年度の一般等財務書類から除外されます。

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

- 4.偶発債務
 - (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものなし

5.追加情報

- (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - (1)一般会計等の財務書類の会計区分は以下の通りです。
 - 一般会計

元気バス事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

鉄道経営助成基金事業特別会計

墓地公園事業特別会計

- ②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が 生じる場合があります。
- ⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 - %

連結実質赤字比率 - %

実質公債費比率 5.4 %

将来負担比率 - %

- ⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし
- ⑦繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計 繰越明許費

3,355,450千円

一般会計 事故繰越

547,683千円

⑧過年度修正等に関する事項

なし

- (2)貸借対照表に係る事項
 - ①会計基準を変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

②売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている公共資産

イ.内訳

なし

③減債基金に係る積立不足額

なし

④基金借入金(繰替運用)残高

なし

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

15,743,956千円

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 6,730,951千円 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,245,920千円 将来負担額 22,516,904千円 充当可能基金額 6,755,744千円 特定財源見込額 408,940千円 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 15,743,956千円

(3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

- (5)資金収支計算書に係る事項
 - ①基礎的財政収支

△ 1,731,888 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	18,935,287千円	17,853,882千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,547,565千円	1,547,565千円
繰越金に伴う差額	△ 911,777千円	_
会計間の資金移動に伴う差額	△ 144,543千円	△ 144,543千円
資金収支計算書	19,426,531千円	19,256,904千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、 資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の 特別会計の分だけ相違します。

(元気バス事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、鉄道経営助成基金事業特別会計、 墓地公園事業特別会計)

歳入歳出決算書では、繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

また、一般会計から元気バス事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、鉄道経営助成基金事業特別会計へ、住宅新築資金等貸付事業特別会計と墓地公園事業特別会計から一般会計へ繰出金があり、相殺処理を行っているため金額が相違しています。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u> </u>	
業務活動収支	1,211,763 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	1,349,733 千円
未収債権額の増加	6,643 千円
未収債権額の減少	△17,679 千円
減価償却費	△2,063,126 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△14,828 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	47,207 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	△2,036 千円
資産売却益	699 千円
資産除売却損	△32,471 千円
出資金の増加	141 千円
純資産変動計算書の本年度差額	486,046 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000千円

一時借入金に係る利子額なし

⑤重要な非資金取引